

当健康保険組合における情報連携本格運用開始後の取扱いについて

平成29年11月13日からマイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されましたが、情報連携を活用して市区町村等へ課税情報等の情報照会を行っても正確な金額の情報が確認できない場合があるなどの事象が確認されております。

当健康保険組合におきましては、情報連携で活用できる情報が十分でない場合、被保険者証の発行事務等が遅延することから、当分の間は従来どおりの取扱いとしますので、引き続き必要書類の添付をお願いします。

当健康保険組合における情報連携を活用した添付書類の省略については、被保険者証の発行等が従来どおり実施できることを確認したうえで実施する予定としておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、実施時期等については、別途お知らせします。